

広告

「相続税」というと「わが家は金持ちでないから関係ない」と思っている人が多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要なケースも増えている。一方で、相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスが受けられる。

大きく変わった

相続・贈与

専門家に相談して対応を

相続税評価額の計算は 専門家に依頼する

相続が起ったとき、亡くなった人の遺産の額によって相続税がかかる。かからないが決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みだからだ。

現在の基礎控除は「3000万円(600万円×法定相続人の数)」。例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに対し、23年は9.9人に倍増している。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算してみないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金は残高、建物は固定資産税評価額となつていて、土地は時価や公示地価ではなく、「路線価方式(路線価×面積)」や「倍率方式」で計算するのが基本だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなるが、相続税評価額が高くなるだけでなく、相続税負担も高くなる。親族が引き継ぎ住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」がある。これを使えば土地の評価額が大きく減るが、条

件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらいたい。

大きく変わった 生前贈与のルール

財産の相続税評価額の総額を計算した結果、相続税の負担が重くなりそうだったら、相続税対策を考えたい。

比較の取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、昨年の税制改正で贈与税のルールが変わったので注意が必要だ。

生前贈与を用いた相続税対策としては、贈与税の非課税枠である年間100万円以下の贈与を複数回行う「暦年贈与」が広く利用されてきた。ただし、亡くなる前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算される「持ち戻し」がある。27年1月以降の相続から、この持ち戻しの期間が段階的に7年に延長されるため、暦年贈与による相続税の節税が難しくなっている。

代わって注目されているのが「相続時精算課税」だ。60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与が対象で、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、それ以降は累計2500万円まで非課税で贈与できる。贈与した財産は、相続時に相続財産に加算されるので、相続税の軽減には直接結びつかないが、24年以降

の贈与については年間100万円までは課税せず、相続財産にも加算しないことになったため、利用価値が高まったといえる。持ち戻しの対象とならない贈与税の非課税制度を利用する方が重くなる。配偶者控除は、婚姻期間20年以上の配偶者が居住用財産を贈与する場合、2000万円まで非課税となる。住宅資金贈与の非課税制度は、父母や祖父母が、子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ住宅等は1000万円、それ以外では500万円まで非課税になる仕組み。税制改正で利用期限が26年末までに延長された。

「教育資金贈与の非課税制度」は、祖父母などから孫へ、学校や塾、習い事などにかかる費用を一括で贈与する場合に、最大1500万円までが非課税となる。26年3月末までの贈与が対象。「結婚・子育て資金の一括贈与」は、結婚・子育て資金は、祖父母等から孫へ、挙式費用、出産費用などを一括で贈与する場合、最大1000万円までが非課税となる。これも税制改正で贈与の期限が27年3月末までに延長された。

こうした贈与税の非課税制度の活用は贈与税・相続税の軽減につながるが、細かい適用条件があるので、専門家に相談しながら最適な利用方法を考えるようにしたい。

生前贈与以外の相続税対策として広く利用されているのが不動産活用だ。現金・預貯金は残高が相続税評価額となるのに対して、不動産は時価よりも相続税評価額が低いので、現金・預貯金を保有するよりもそれで不動産を購入したほうが相続税評価額の負担が下がる。相続税の節税につながる。特にタワーマンションの高層階は、取引価格と相続税評価額の差が大きく、節税対策に利用されてきたが、行き過ぎた節税策による課税逃れを防ぐために、相続税評価額の計算方法が見直されている。

相続税対策は、相続・贈与に関する法律や税制は改正が多い。それを個人でフォローしていくのは難しいので、相続税対策を立てるには専門知識を持つプロのサポートを受けることが大切だ。

ランドマーク税理士法人は、25年以上の実績を持つ相続税に特化したプロ集団であり、累計9000件を超える相続税申告実績は国内トップクラスだ。不動産の相続税評価額の計算、生前贈与や不動産活用を含めた相続税対策などを、550人を超えるプロがしっかりとサポートし、一人ひとりに適した対策を提案してくれる。無料相談会を定期的に開催しているため、相続が気になる人は気軽に参加してみるとういだろう。

定例セミナー開催 参加無料 要予約 令和7年度税制改正と不動産の相続問題 生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。 日時: 4月10日(木)14:00~16:00 (セミナー14:00~15:00 個別相談15:00~16:00) 会場: 新横浜セミナールーム 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階 無料セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで TEL.0120-48-7271 平日9:00~18:00 土曜日9:00~18:00 日曜・祝日10:00~17:00 https://www.landmark-tax.com/

経営者セミナー開催 受講有料 要予約 会社の相続 ~事業承継~ 相続・贈与に関する法律や税制は改正が多い。それを個人でフォローしていくのは難しいので、相続税対策を立てるには専門知識を持つプロのサポートを受けることが大切だ。 日時: 6月6日(金)13:00~16:00 会場: 新横浜セミナールーム 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階 日時: 7月15日(火)13:00~16:00 会場: 丸の内セミナールーム 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三豊ビル9階 経営者セミナーの詳細お申込みは https://www.landmark-tax.com/

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の 専門家集団として総合的にサポートします。

清田 幸佑 平塚 一成 松本 豊 江連 貴徳 押山 満 小倉 正裕 清田 幸弘 金子 守 大坂 裕彦 岡山 敦 永瀬 寿子 植松 務 杉山 貴紀